

議案第50号

渋川市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

渋川市工場等設置奨励条例（平成27年渋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 増設 市内に工場等を有する者が、当該工場等の生産能力等を拡大する目的で市内の用地を取得し、かつ、工場等の増築又は別棟の工場等を設置することをいう。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 投下固定資産額が5,000万円以上であること。
(2) 新設の場合は、常時雇用する従業者が15人以上であること又は新規に雇用する従業者が5人以上であること。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 増設の場合は、新規に雇用する従業者（市内在住の者に限る。）が2人以上であること。

第5条中「各号の全て」を削る。

第6条第1項第1号中「500万円」を「新設の場合は500万円、増設の場合は300万円」に改め、同項第2号中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「5年以内」を「新設の場合は5年以内、増設の場合は3年以内」に改め、同条第3項中「第5条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の渋川市工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定に係る奨励金について

適用し、施行日前の指定に係る奨励金については、なお従前の例による。

理 由

工場等の増設に係る指定の基準を変更するとともに定義を明確にするため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 増設 市内に工場等を有する者が、当該工場等の生産能力等を拡大する目的で市内の用地を取得し、かつ、工場等の増築又は別棟の工場等を設置することをいう。</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>（指定の基準） 第4条 前条の奨励措置を受ける工場等として指定する基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p><u>（1） 投下固定資産額が5,000万円以上であること。</u></p> <p><u>（2） 新設の場合は、常時雇用する従業者が15人以上であること又は新規に雇用する従業者が5人以上であること。</u></p> <p><u>（3） 増設の場合は、新規に雇用する従業者（市内在住の者に限る。）が2人以上であること。</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>（指定） 第5条 市長は、新設又は増設される工場等のうち、前条_____の基準を満たすものを指定するものとする。</p> <p>（奨励金の額等） 第6条 第3条第1項各号に規定する奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 工場等設置奨励金 工場等設置奨励金の交付期間に賦課される固定資産税（都市計画税を除く。）相当額とし、<u>新設の場合は500万円、増設の場合は300万円を限度とする。</u></p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 増設 市内に工場等を有するものが、既存の工場等を拡張するため施設を新たに設置することをいう。</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>（指定の基準） 第4条 前条の奨励措置を受ける工場等として指定する基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p><u>（1） 工場等の新設については、投下固定資産額が5,000万円以上であること、工場等の増設については、増設部分の投下固定資産額が3,000万円以上であること。</u></p> <p><u>（2） 常時雇用する従業者の数が15人以上であること又は新規に雇用する従業者の数が5人以上であること。</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（指定） 第5条 市長は、新設又は増設される工場等のうち、前条<u>各号の全ての</u>基準を満たすものを指定するものとする。</p> <p>（奨励金の額等） 第6条 第3条第1項各号に規定する奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 工場等設置奨励金 工場等設置奨励金の交付期間に賦課される固定資産税（都市計画税を除く。）相当額とし、500万円_____を限度とする。</p>

- | | |
|--|--|
| <p>(2) 雇用促進奨励金 工場等において新規雇用した本市に居住する従業者のうち、事業開始の日から<u>6か月</u>以上継続して雇用された人数に10万円を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。</p> <p>2 前項第1号に規定する工場等設置奨励金の交付期間は、指定を受けたのち、最初に当該工場等の固定資産税が賦課される年度から起算して<u>新設の場合は5年以内、増設の場合は3年以内</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に規定する雇用促進奨励金の交付は、<u>前条</u>に規定する指定ごとに1回とする。</p> | <p>(2) 雇用促進奨励金 工場等において新規雇用した本市に居住する従業者のうち、事業開始の日から<u>6箇月</u>以上継続して雇用された人数に10万円を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。</p> <p>2 前項第1号に規定する工場等設置奨励金の交付期間は、指定を受けたのち、最初に当該工場等の固定資産税が賦課される年度から起算して<u>5年以内</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に規定する雇用促進奨励金の交付は、<u>第5条</u>に規定する指定ごとに1回とする。</p> |
|--|--|